

小美玉市災害復旧計画

みんなの力を一つに！踏み出せ！明日へ！



平成23年4月

茨城県小美玉市

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
第1章 災害復旧の基本方針	・・・・・・・・	1
第2章 基本目標	・・・・・・・・	1
1 市民生活の復旧		
2 公共施設の復旧		
3 都市基盤の復旧		
4 産業の復旧		
第3章 災害復旧計画推進体制	・・・・・・・・	2
1 早期復旧に向けて		
2 災害復旧対策本部の設置		
3 プロジェクトチームの編成		
4 計画の役割		
第4章 分野別の災害復旧計画	・・・・・・・・	5
第1節 市民生活の復旧（市民の生活を再生する）	・・・・・・・・	5
1 住宅の再建・生活支援		
2 生活基盤の再生		
3 健康・福祉・医療の充実		
第2節 公共施設の復旧（安心して暮らせるまちをつくる）	・・・・・・・・	7
1 公共施設の復旧		
2 防災体制の強化		
第3節 都市基盤の復旧	・・・・・・・・	10
1 道路・橋梁等の復旧		
2 ライフラインの整備		
第4節 産業の復旧（まちの活力を再生する）	・・・・・・・・	11
1 農畜水産業の復旧		
2 商工業の復旧		
3 観光産業の復旧		
資料編	・・・・・・・・	13

はじめに

平成23年3月11日(金)午後2時46分頃発生した、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震：気象庁命名)により、小美玉市では最大震度6強を記録し、建造物の損壊は多数、電気・水道などのライフラインは長時間にわたって寸断されるに至りました。

災害にあわれました市民の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

小美玉市といたしましても、市民の皆様の生活に直結する施設の改修等を優先に行うとともに、災害に強いまちづくりについては、総合計画の後期計画で明確にしていくこととし、本計画では、復旧事業を基本として取り組んでいくものとします。

第1章 災害復旧の基本方針

震災により被災した市民の生活や農漁業・畜産業・企業等の健全な回復には、迅速な復旧が不可欠です。今回の地震による本市の被害は、一部損壊が多い状況にあることから早急な復旧計画を策定し、必要となる事業費は国、県と調整を図りながら、情報を収集し財源を確保します。

また、今後将来的なまちづくりの観点からは、災害(震災)に強いまちづくりを基本として推進していくものとします。

第2章 基本目標

本計画を策定するに当たり、震災という被害状況を踏まえ、以下の4つの分野を基本目標に、実効性、実現性のある計画とします。

1 市民生活の復旧

被災者が一日も早く震災前の暮らしに戻るよう、安心して暮らせる為の復旧に努めます。このため、住宅再建支援や生活基盤の復旧などハード面のほかに、医療・福祉、心のケア等ソフト面での対応を行い、被災者一人ひとりに着目した、きめ細かな支援を行います。

2 公共施設の復旧

庁舎等行政施設の早期復旧により正確な情報をいち早く市民に伝達できるなど災害時の危機管理体制の強化を図ります。また、学校等教育施設や産業活動の拠点となる公共施設を早期に復旧し、市民生活の安定化に努めます。

3 都市基盤の復旧

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路・橋梁等の主要交通網や上下水道等のライフラインの早急な復旧に努めます。

4 産業の復旧

今回の震災により被害を受けた産業経済活動の早期復旧を図ります。また、福島第一原子力発電所の放射能(放射性物質)漏れによる農漁業物の風評被害の改善に対処します。

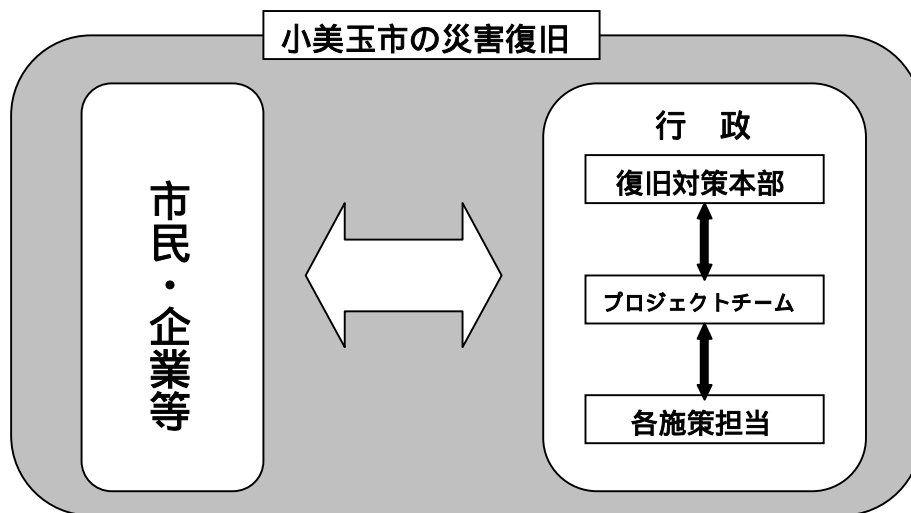
第3章 災害復旧計画推進体制

当面する緊急な課題に対して、着実に取り組みを進めるために、災害復旧対策本部を設置します。

また、復旧事業を効率的かつ効果的に進めるためプロジェクトチームを編成します。

1 早期復旧に向けて

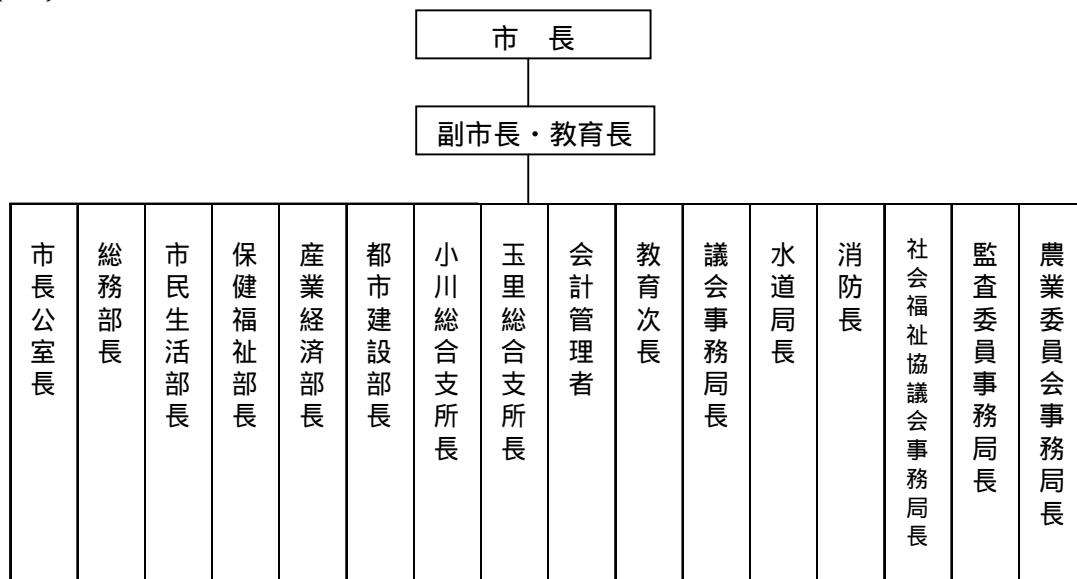
早期復旧の実現には、全庁的に取り組み、市民、企業等とお互いに協力しながら復旧を進める必要があります。



2 災害復旧対策本部の設置

震災を受けた道路や施設等の早急な復旧を総合的に推進する必要があるため、災害復旧対策本部を設置して、災害復旧計画を策定するとともに、計画に基づく施策の進行管理を行います。

(1) 組織



(2) 運営

災害復旧対策本部会議

市長は、本部長として災害復旧対策本部を総括し、代表する。副市長及び教育長は、副本部長として、本部長を補助し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、災害復旧対策本部の調整は企画調整課が行う。

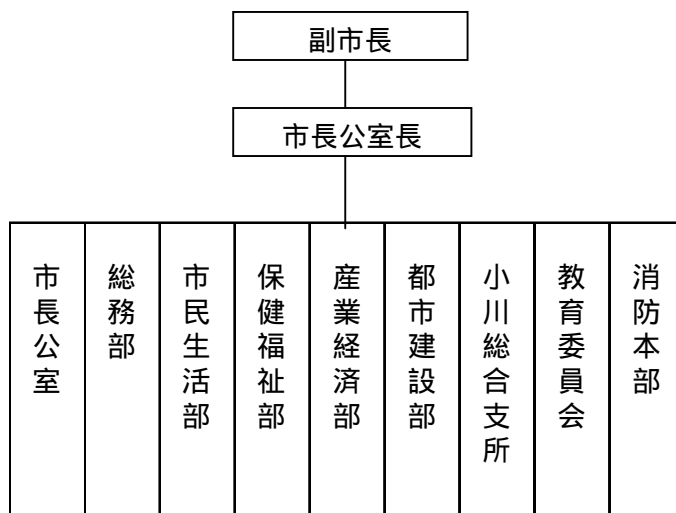
各部等の分掌事務

部 局 名	分 掌 事 務
市長公室	災害復旧の予算に関する事 災害復旧の計画の総合企画及び調整に関する事
総務部	庁舎等管理施設の災害復旧に関する事 人事に関する事務
市民生活部	災害復旧の環境整備に関する事 災害復旧の総合相談窓口に関する事
保健福祉部	災害復旧の保健・福祉の向上に関する事
産業経済部	産業経済関係の災害復旧に関する事
都市建設部	災害復旧の住宅に関する事 災害復旧の道路・橋梁等に関する事 災害復旧の下水道・農業集落排水・市設置の個別浄化槽に関する事
小川総合支所	災害復旧の市民相談窓口に関する事
玉里総合支所	災害復旧の市民相談窓口に関する事
会計課	災害復旧の会計に関する事
教育委員会	災害復旧の教育施設、教育機関に関する事
議会事務局	災害復旧の議会開催等に関する事
水道局	災害復旧の上水道に関する事
消防本部	災害復旧の消防に関する事
社会福祉協議会	災害復旧の福祉の向上に関する事
監査委員事務局	災害復旧の監査に関する事
農業委員会	災害復旧の農地に関する応援協力

3 プロジェクトチームの編成

災害復旧対策本部により策定された災害復旧計画に基づく施策を効率的に遂行し、早急な復旧を図るため、より実践的なプロジェクトチームを編成します。

(1) 組織



(2) 運営

プロジェクトチーム会議

副市長は、チーム長としてプロジェクトチームを総括し、代表する。

市長公室長は、副チーム長として、チーム長を補助し、チーム長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、プロジェクトチームの調整は企画調整課が行う。

各チーム等の分掌事務

チームの構成員は、それぞれの所属する部長の推薦する者とし、災害復旧計画にそった主な施策の内容に応じて人員を配置します。

また、分掌事務の内容については、災害復旧計画にある主な施策の担当部局において対応し、進行管理を実施します。

4 計画の役割

復旧に向けた目標や再生に向けた方向、復旧に向けての課題や方針などを示すことにより、市民や団体等と目標を共有し、復旧に向けた取り組みへの理解と協力を促進して、効率的かつ効果的な事業展開を進めます。また、計画は余震等により新たな課題等が発生した場合は、適時見直しを行います。

第4章 分野別の災害復旧計画

【基本目標】

第1節 市民生活の復旧（市民の生活を再生する）

1 住宅の再建・生活支援

2 生活基盤の再生

3 健康・福祉・医療の充実

再生に向けての方向

今回の震災では、多数の住宅で屋根・壁・ガラス等が損壊するとともに、多くの塀や墓石が倒壊するなど、市民生活に大きな打撃を与えたことが特徴です。

このため、住宅に被害を受け今後の生活に不安を抱えている、特に、高齢者世帯や避難所で不便な生活を強いられている市民の生活再建を最優先に取り組みなければなりません。

このことから、住宅の再建や生活支援、生活基盤の再生、医療福祉や被災者ケアなどを積極的に支援し、一人ひとりの市民がこれからの生活に見通しを立てることができ、安心して暮らせるまちをめざします。

1 住宅の再建・生活支援

復旧に向けての課題

- ・今回の震災における住宅被害は、特に、木造の古い家屋の被害が顕著であり、また、高齢の方々がそこに居住していた事例も多く見られました。このため、安定した市民生活を復活させる上で住宅の再建は、最も重要な課題となっています。
- ・地震の被害の特色の一つとして、地盤や擁壁及び家屋の屋根等の被害が多くあったことが挙げられます。
このため、道路や上下水道などのインフラ施設が大きな被害を受けただけでなく、宅地の盛土した箇所等で、地割れにより被災した箇所があり、その対策を図ることが重要です。
- ・住宅近接のがけ地の崩壊を防ぎ、住宅地の安全性を高め、住民の生命や財産の安全を確保することが重要です。
- ・避難所に入所している方々に対して、入居期間中の総合的ケアを行い、早期に生活再建を支援することが重要な課題です。

復旧に向けての方針

(1) 住環境の確保

- ・住宅を全壊及び半壊又は一部損壊等で、住宅として供する事が困難な市民の安全を確保するとともに、住環境の整備を支援します。

(2)住宅の再建支援

- ・住宅再建や宅地地盤復旧は自力での復旧・再建が原則ですが、被災者生活再建支援法や国、県の補助事業、復興基金事業、融資制度などを活用し、早期に住宅自力再建の支援を進めます。

(3)被災宅地の復旧支援

- ・液状化現象（ ）により住宅に近接する被災した急傾斜地やがけ崩れなどに対する復旧工事を進めます。

(4)住宅復旧の支援

- ・住宅の損壊等に対し、被害の拡大防止のための応急処置を支援します。
- ・住まいの再建、修理について、専門家によるアドバイスなどを実施します。

(5)生活相談の充実

- ・被災された市民の様々な課題解決のため、その相談窓口を充実し、きめ細かな対応と一刻も早い生活再建支援を行います。

液状化現象・・地盤を構成する粒子の間が地下水で満たされ固まっていない場合に地震などの振動で急激に液状になること

2 生活基盤の再生

復旧に向けての課題

- ・道路において通行止めになるなど、都市機能復旧の障害となったため、災害に強い道づくりを進める必要があります。
- ・災害に強い上下水道を構築するため、老朽化した施設の改築・更新を進める必要があります。
- ・地震により被害を受けた住宅、門、塀等のガレキを撤去、処分する必要があります。

復旧に向けての方針

(1)災害に強い道路の整備

- ・防災上の観点から避難路や緊急輸送路として、災害に強い幹線道路の整備を促進します。また、道路や橋梁の防災対策を進めます。

(2)ライフライン機能の強化

- ・上下水道施設の耐震性強化を図るなど、災害に強いインフラ整備を進めます。

3 健康・福祉・医療の充実

復旧に向けての課題

- ・震災の影響で体調を崩された方、様々なストレスを抱えた方など心身の健康を阻害された方も多く、市民が健康を回復していくことが課題となっています。特に、高齢者、障がい者や避難所入所者などへのきめ細かなケアが必要です。
- ・在宅の高齢者や障がい者がこれまでと同様の介護サービス、デイサービス・デイケアなどのサービスが受けられることが必要です。また、震災を契機に認知症などの症状が進む場

合もあり、その対応を充実する必要があります。

- ・子どもについては、地震による恐怖体験による急性ストレス性障害や避難所の入所などの環境変化に対する心のケア、放課後の児童対策などきめ細かな対応を行う必要があります。

復旧に向けての方針

(1)被災者の心身のケア、健康管理

- ・被災後の市民の心の健康を保持するため、うつ病対策、高齢者の認知症対策などを含めた、こころのケア対策や各種相談事業を充実します。
- ・在宅の高齢者や障がい者などへの健康相談の訪問指導や安否確認、栄養、運動指導などを充実し、高齢者、障がい者にやさしいまちづくりに取り組みます。

(2)災害対応力の強化

- ・災害に対する備えを充実していく事が必要なため、災害時要援護者支援体制を強化します。また、医療・福祉施設・子育て施設等の耐震性強化に努めます。

(3)救急医療体制の充実

- ・災害時、緊急時における医療体制の充実を図るため、医師会や関係機関との連携を図り、災害拠点病院の機能充実支援や避難所指定の公共施設へのAED（ ）配備などを進めます。

(4)子どものケア、子育て支援

- ・子どもの心のケアに関する啓発及び相談事業の拡充、保育園の受入体制の整備・充実を進めます。

(5)避難所入所者への支援

- ・避難所入所者への福祉サービス調整・提供などの相談、見守り等について、関係機関と連携し、各種健康サポート事業などの充実を図ります。

AED・・・心臓停止になった人の救命装置（自動体外式除細動器）で操作を自動化して医学的判断ができない一般の人でも使えるように設計されている。

【 AED 設置の公共施設 】

市役所本支所、各小中学校、公民館、図書館、四季文化館、小川文化センター、生涯学習センター、羽鳥ふれあいセンター、運動公園、寿荘等38箇所

【基本目標】

第2節 公共施設の復旧（安心して暮らせるまちをつくる）

1 公共施設の復旧

2 防災体制の強化

再生に向けての方向

本市は、このたびの東日本大震災により、安全で安心なまちづくりや防災体制、非常時の対応

力の重要性を改めて認識し、様々な体験と教訓を得ることができました。この経験を活かし、本市の持続的な発展に向けて、防災体制の強化や防災拠点等の整備を進め、安全で安心に暮らせる災害に強いまちを目指します。

市役所庁舎、公立学校等の教育施設、消防施設、社会福祉施設、ごみ処理施設等の公共施設の復旧を進め、正確な情報をいち早く市民に伝達するなど災害時の危機管理体制の強化を図ります。

1 公共施設の復旧

復旧に向けての課題

- ・大規模な地震や水害などが発生した直後は、インフラの確保が極めて重要で、中でも市役所庁舎などの公共施設は、災害時における国や県などの行政機関との連絡調整を担う重要な施設であり、安全で安心な拠点として早急に復旧する必要があります。
- ・多くの人員が収容できる教育施設や文化施設などは、災害時の避難所として使用されることから、安全で安心な拠点として整備しておく必要があるため、早急に復旧する必要があります。

復旧に向けての方針

(1)市役所庁舎等の復旧

- ・市民生活に欠かせない機能を有する施設の確保のため、市役所庁舎等の公共施設の復旧を優先的に進めます。

(2)教育施設等の復旧

- ・子どもたちの健全育成に資する施設であり、また、災害時の避難所としての重要な役割を担う施設でもあるため、教育施設等の復旧を優先的に進めます。

2 防災体制の強化

復旧に向けての課題

- ・大規模な地震や水害などが発生した直後は、行政の災害対応力には限界があり、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援などについて地域の共助機能が重要となるため、地域のリーダーなど人材育成を含め、より一層の組織の育成と充実を図ることが必要です。
- ・災害備蓄品は市内の予備施設に保管していますが、備蓄する箇所が限定されています。
- ・災害時の医療体制、消防体制を含めた危機管理体制の強化を進めることが必要です。
- ・災害時の市民への情報伝達手段として防災行政無線は、重要な役割を果たしています。エリアの拡大などその整備を進めることが求められています。

復旧に向けての方針

(1)自主防災組織の育成

- ・災害発生時における地域の支援体制の構築を進めるため、各地域における自主防災組織の結成を引き続き推進し、結成後においても組織育成のための支援を行い、災害時要援護者支援対策を進めます。

- ・地域コミュニティによる避難所運営、自治会等との連携体制の強化を推進します。

(2)防災体制の整備

- ・今後の事故・災害に備えるべく、企業や団体、地域コミュニティなどとの連携による共助・公助体制の仕組みづくりを整備します。
- ・災害備蓄品については、避難場所の位置を考慮した分散備蓄を進めます。
- ・災害時に必要となる食料品や生活必需品の供給に万全を期すよう関連業者と災害協定を締結し、流通備蓄を進めます。また、非常時の救援物資の受入基地の整備を進めます。
- ・各個人及び家庭での災害時に必要となる食料品や生活必需品の備蓄を推進するため、備蓄品のリストの周知や、食品関連事業者との連携により、入手しやすい環境整備に努めます。
- ・外国籍市民等が暮らしやすいまちづくりを進めるため、災害時における地域情報の多言語化を含めた体制の整備等を推進します。

(3)地域防災計画の見直し

- ・東日本大震災の検証を行い、地域防災計画の災害予防計画、災害応急対策及び災害復興計画がより充実強化されるよう、小美玉市地域防災計画の見直しを進めます。

(4)防災教育の推進

- ・各小中学校や各生涯学習の場において、市民の防災意識の醸成、環境やエネルギーにかかわる基礎的な知識の普及を図るため、防災教育及び環境・エネルギー教育を推進します。
- ・地域コミュニティごとの防災意識の向上や取り組みを推進するため、地域防災訓練の実施など平常時からの共助の体制を強化します。
- ・災害時に備えて、ラジオ、懐中電灯、非常食等の災害対策物資の備蓄を促すなど各個人の防災意識の向上を図ります。
- ・各地域の防災リーダーの養成を推進します。

(5)行政の危機管理体制の強化

- ・市民、企業、行政が相互に連携・協力して危機管理を総合的に推進し、市民の安全・安心を確保します。
- ・災害や危機管理に強い組織体制を整備し、非常時に迅速かつ十分に対応できるよう職員の資質向上を図ります。
- ・災害時の対応を円滑に進めるため、平常時からの市役所内の関連部局の連絡体制の充実を進めます。
- ・救急救命士（ ）の養成、救急車両・消防車両及び各種資機材の充実を進めます。

(6)災害時情報伝達手段の確保

- ・防災無線の難聴地域を解消するとともに、災害時に強い防災無線の整備を進めます。
- ・携帯電話等の移動通信サービスの利用不可能な地域の解消に努めます。
- ・ラジオ放送は、災害時の情報伝達に大きな効果があることから、主要施設への常設に向けた方策を検討します。

救急救命士・・・搬送途中において、医師の指示のもとに救急救命処置を行うことができる資格をもつ者

【基本目標】

第3節 都市基盤の復旧

1 道路・橋梁等の復旧

2 ライフラインの整備

再生に向けての方向

都市基盤である道路、上下水道のライフラインなどについては、市民の生活の安全性や利便性の回復、産業活性化のために、国や県と連携しながら、一日も早い復旧を進めます。

また、災害時、非常時の対応力を高める観点から、幹線道路網の整備は重要であり、災害に強いインフラ整備を進めていきます。

1 道路・橋梁等の復旧

復旧に向けての課題

- ・国道、県道は橋梁を含む道路施設の早急な被災箇所の復旧が必要です。また、市民の生活道路である市道の側溝や舗装など小規模な被災箇所の早期復旧を図ることが求められています。
- ・河川及び池の堤防、護岸などの被災箇所については、安全確保のため、早期復旧を図る必要があります。

復旧に向けての方針

(1)道路の復旧

- ・国・県・市道の幹線道路や橋梁、生活に密着した道路・側溝などの被災箇所の早期復旧を進めます。

(2)河川及び池の復旧

- ・堤防、護岸などの被災箇所については、安全確保のため、早期復旧を進めます。

2 ライフラインの整備

復旧に向けての課題

- ・水道については、安全で安定し、安心できる供給を回復するため、被災箇所の一日も早い本復旧が不可欠です。
- ・下水道については、公共下水道管きょ、農業集落排水管きょ、農業集落排水処理場等の下水道施設の本復旧が求められています。

復旧に向けての方針

(1)水道の復旧

- ・被災箇所の本復旧を最優先に取り組み、併せて老朽管の更新を計画的に推進し、市民の更

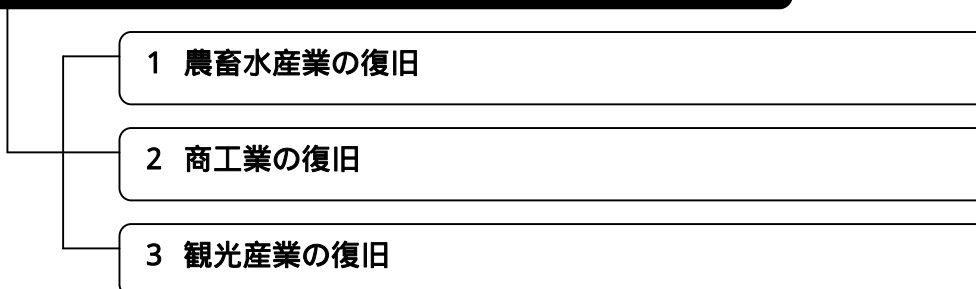
なる信頼と期待に応えられる水道を構築します。

(2) 下水道の復旧

- ・被災箇所の本復旧を最優先に進め、生活環境の改善や河川水質の保全に取り組みます。

【基本目標】

第4節 産業の復旧（まちの活力を再生する）



再生に向けての方向

今回の地震は、市内の産業にも施設の損壊など大きな被害をもたらし、産業経済に多大な影響を与えました。また、原子力発電所の被災に伴う風評被害による農畜水産業や観光産業などへの打撃、更に原子力発電所の操業停止に伴う地域経済の活力の低下が懸念されます。

このように、本市の地域経済に様々な影響がありましたが、活力ある産業の復活は、本市が今後も発展していくためには基本となる課題です。このため、単に震災からの復旧にとどまらず、更に持続的な発展を続けるために、活力ある産業構造を構築し、多様な産業再生に向けた取り組みを進めます。

1 農畜水産業の復旧

復旧に向けての課題

- ・震災により、農地、農業用施設（農道、用水路、ため池等）、畜産施設、漁港施設等に被害が見られ、早急に復旧する必要があります。
- ・施設の損壊や原子力発電所の被災に伴う風評被害により、出荷制限や今後の見通しが立たない中であって生産活動に大きな影響を与えており、離農や規模縮小する経営者の増加、経営不振が予想されます。

復旧に向けての方針

(1) 農畜水産業の施設の復旧

- ・農地、農業用施設などの災害復旧と併せて、担い手農業者等の営農復旧支援を進めます。
- ・漁船だまり等の漁業施設及び畜産施設等の損壊等の被害状況を確認し、安全な使用を確保します。

(2) 情報公開の充実

- ・地場産農畜水産物や農畜産加工物の販売、消費を高めるため、風評被害トラブルの抑制に努め、正確な情報公開の提供により、流通機能や地産地消の回復を進めます。

2 商工業の復旧

復旧に向けての課題

- ・市内の商業・サービス業においては、商品の損傷や施設の損壊などによって、売上の減少や店舗の復旧費用など被害が大きく、経営不安を抱える事業者が多くその支援が必要です。また、原子力発電所の被災に伴う風評被害により、出荷制限など流通機能が低下し、今後の見通しが立たず経営に大きな影響を与えています。
- ・市内の企業においても、機械機具や施設の損壊などにより、生産活動の一部停止や縮小など、企業経営に支障を来しているため、早期の復旧により被災した企業の経営の安定化を図ることが必要です。
- ・風評被害により、取引先の減少が危惧されており、市内企業の存続にも大きな影響を与えることから、正確な情報を全国に発信することが必要です。

復旧に向けての方針

(1) 商業、サービス業の復旧

- ・商業、サービス業の早期復旧のため、被災した事業者の資金調達に係る負担軽減、個店及び商店街の再建に対する支援、消費需要を喚起する取り組みへの支援を行います。

(2) 企業の復旧

- ・被災した事業所再建に対する支援を実施し、経営の安定化の促進を図ります。

(3) 情報公開の充実

- ・商品や生産物の販売、消費を高めるため、風評被害トラブルの抑制に努め、正確な情報公開の提供により、流通機能の回復を進めます。

3 観光産業の復旧

復旧に向けての課題

- ・震災による茨城空港や霞ヶ浦などの観光産業の低迷は、地元サービス業をはじめとする地域活力の低下を招いているため、関連施設の早期復旧を図り、安全性の確保に努める必要があります。
- ・観光産業の低迷には、風評被害が大きく影響しているため、正確な情報の発信により、改善を図る必要があります。

復旧に向けての方針

(1) 観光産業の復旧

- ・観光施設及び関連施設を早急に復旧するとともに、観光関係者や関係機関と連携・協働しながら、観光復旧イベントの開催や、受入態勢の整備、旅行商品の開発を進めます。

(2) 情報発信の強化

- ・風評被害を抑制するとともに、本市の個性や魅力情報を県内外に発信し、様々な主体の連携により、地域一丸となったイメージアップ戦略と積極的な観光復旧対策を展開します。

資料編

【 被災の状況 】

(1) 東日本大震災の概要

平成23年3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とする大地震があり、宮城県栗原市で震度7を観測した。東日本全域の広い範囲で震度6～1の揺れと、津波に見舞われ、東北太平洋沿岸地域を中心に死者・行方不明者が2万7千人を超える未曾有の被害をもたらした。(平成23年4月5日現在)

発生日時	平成23年3月11日	午後2時46分
震源地	宮城県三陸沖	マグニチュード9.0
	茨城県沖	マグニチュード7.4
市内の震度	震度6強	

(2) 小美玉市の被災状況等

市民生活の被害

避難状況

避難人数	1,388人	避難箇所	9箇所(3/12ピーク時)
避難人数	3人	避難箇所	1箇所(4/6現在)

公共施設の被害

市役所、生涯学習施設、文化施設 16施設

学校、幼稚園施設の被害

学校、幼稚園 22施設

建築物、道路などの被害(区長による各区被害状況調査より 3/30現在)

・全壊14棟 ・半壊46棟 ・屋根の破損した建物4,295件

・塀の破損(倒壊) 1,569件 ・がけ崩れ等44件

・道路橋梁等の被害 139件

・上水道の被害 63件

・下水道の被害 10路線、マンホール62箇所

・農業集落排水の被害 マンホール等 16箇所

(3) 応急措置

ガレキ等撤去及び処分

市内2箇所に処分地を設け、ガレキ等の撤去作業を実施。

2,739.24t(3月31日現在)

ブルーシートの配布

屋根の破損などに対応するため、ブルーシートの配布を実施。

1,081枚(4月6日現在)